

犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針 チェックシート

＜共同住宅＞～共用部分～		チェック
【共用出入】		
1	共用玄関は、道路等からの見通しが確保された場所に配置しているか。	
2	共用玄関に各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動したオートロックシステムを導入しているか。	
3	共用玄関にオートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の共用出入口には自動施錠機能付錠を備えた扉を設置しているか。	
【管理人室】		
4	共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見渡せる構造又はこれらに近接した位置に配置しているか。	
【共用メールコーナー】		
5	共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された場所に配置しているか。	
6	郵便受箱は施錠可能なものとしているか。	
【エレベーターホール】		
7	エレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された場所に配置しているか。	
【エレベーター】		
8	かご及び昇降路の出入口の扉に、外部からかご内を見通せる窓を設置しているか。	
9	かご内に非常用押しボタン、インターホン等の通報装置を設置しているか。	
10	タイマー制御機能を備えた各階強制停止装置を設置しているか。	
【共用廊下、共用階段等】		
11	周囲からの見通しが確保された位置への配置又は構造にしているか。	
12	各住戸のバルコニー等に近接する部分について、侵入防止に配慮した構造にしているか。	
【自転車置場、オートバイ置場】		
13	周囲からの見通しが確保された位置に配置しているか。	
14	盗難防止のため、チェーン用バーラック(注)の設置などを行っているか。	
【駐車場】		
15	周囲からの見通しが確保された位置に配置しているか。	
【通路】		
16	周囲からの見通しが確保された位置に配置しているか。	
【児童遊園、広場等】		
17	周囲からの見通しが確保された位置に配置しているか。	
18	領域性を明示した扉、柵等を設置しているか。	
【屋上】		
19	屋上へ通じる出入口に扉及び施錠設備を設置しているか。	
20	共用廊下等から屋上への侵入及び屋上からバルコニーへの侵入を防止するための避侵入防止柵等を設置しているか。	

<共同住宅>～住宅専用部分～

【住戸の玄関】

21	廊下、階段など周囲からの見通しが確保された位置に配置しているか。	
22	破壊が困難な玄関扉を設置し、こじ開け防止に有効な措置を講じているか。	
23	玄関扉の錠はピッキング等による解錠が困難であり破壊に強い構造としているか。また、補助錠を設置しているか。	
24	玄関扉には、ドアスコープを設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置しているか。	

【住戸内】

25	住戸内には玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン等の設置に配慮しているか。	
26	管理人室を設置する場合は、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有するインターホン等を設置しているか。	
27	オートロックシステムを導入する場合は、共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するインターホン等を設置しているか。	

【住戸の窓】

28	共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階にある住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じているか。	
29	バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入のおそれのある階にある窓に錠付きクレセント、補助錠等を設置しているか。	
30	合わせガラス等破壊が困難なものとしているか、又は防犯フィルムを貼付しているか。	

【バルコニー】

31	縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置しているか、又はバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じているか。	
32	住戸のバルコニーの手摺り等はプライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲で、周囲からの見通しが確保された構造としているか。	

<共同住宅>～その他～

【共用部分の照度】

	共用部分の各部分において次のとおり照度を確保しているか。	
	平均水平面照度がおおむね50ルクス(人の顔及び行動を明確に識別できる程度の照度)を確保する共用部分	
33	①共用玄関の内側及び共用玄関の存する階のエレベーターホール	
34	②エレベーターのかご内	
35	③共用メールコーナー	
	平均水平面照度がおおむね20ルクス(人の顔及び行動を識別できる程度の照度)を確保する共用部分	
36	①共用玄関の外側及び共用玄関以外の共用出入口	
37	②共用玄関の存する階以外のエレベーターホール	
	平均水平面照度がおおむね3ルクス(人の顔及び行動を識別できる程度の照度)を確保する共用部分	
38	①共用廊下、共用階段等	
39	②通路、駐車場、児童遊園・広場等、自転車置場、オートバイ置場	

【防犯カメラ】	
40	共用玄関、エレベーターかご内等の防犯上必要な場所及び見通しの確保が困難な場所や犯意の抑制等の観点から有効な場所へ防犯カメラを設置しているか。
【屋外機器等】	
41	屋外機器等は、犯罪を行おうとする者の侵入のための足場とならないよう適切な場所に配置しているか。
【植栽の樹種及び配置等】	
42	周囲からの見通しを確保しているか。特に、侵入しようとする者が身を隠すことができないようにするための樹種の選定及び配置をしているか。
43	定期的なせん定等により見通しの確保に配慮しているか。
<一戸建住宅>	
【玄関】	
44	破壊が困難な玄関扉を設置し、こじ開け防止に有効な措置を講じているか。
45	玄関扉の錠はピッキング等による解錠が困難であり破壊に強い構造としているか。また、補助錠を設置しているか。
46	玄関扉には、ドアスコープを設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置しているか。
47	玄関の外側には住戸内との間で通話が可能な機能等を有するインターホン等を設置しているか。
【窓】	
48	窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子を設置しているか。
49	バルコニー等に面する住戸の窓には錠付きクレセント、補助錠等を設置しているか。
50	合わせガラス等破壊が困難なものとしているか、又は防犯フィルムを貼付しているか。
【バルコニー】	
51	縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置しているか、又はバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じているか。
52	住戸のバルコニーの手摺り等はプライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲で、周囲からの見通しが確保された構造としているか。

(注)「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。